

諮問の趣旨

（諮問の趣旨）

本年３月に策定した「東京都資源循環・廃棄物処理計画」（以下「処理計画」という。）では、計画目標５で災害廃棄物処理体制の構築を掲げ、当該目標を実現するための主要施策として、非常災害における災害廃棄物の処理方法等をまとめた「東京都災害廃棄物処理計画」（以下「災害計画」という。）を策定することを明らかにしている。

については、処理計画に基づき、災害計画の策定について諮問する。

（検討いただきたい事項）

災害計画を実効性あるものとするため、次の事項について御検討いただきたい。なお、東日本大震災や大島町土砂災害での災害廃棄物処理の経験等から得られた教訓を可能な限り反映していただきたい。

- 1 災害廃棄物の仮置場での保管、中間処理（破碎・焼却等）での適正処理の確保に関する具体的な方策
- 2 都、区市町村、業界団体等の役割分担の明確化と各主体間の連携体制のあり方

（背景）

- 東日本大震災等の近年の大規模災害時には、災害廃棄物の適正な処理を確保しつつ、円滑かつ迅速にこれを行うための体制等が不十分であることが明らかとなった。
- このような状況を踏まえ、昨年７月に廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害対策基本法が改正され、非常災害に対する事前の備えを図り、非常災害時であっても廃棄物の減量その他その適正な処理を行うための措置、非常災害時においても処理能力を確保するための処理施設の整備及びその適正な処理を確保するために必要な体制について明らかにすることとなり、都は、処理計画に計画目標として災害廃棄物処理体制の構築を掲げるに至った。
- 今後、非常災害時における廃棄物の迅速かつ的確な処理が行えるよう、適正処理確保のための方策、関係各位の役割分担など、より具体的な事項を定めた計画を策定する必要がある。